



# つなぐ

令和8年1月  
第64号

発行：法務省 東北矯正管区

今月はコレワーク通信もお送りします！



いよいよ開催間近！  
令和7年度 東北ブロック

## 再犯防止シンポジウム 直前特集号！



### 1 はじめに

9月号から本広報誌では、再犯防止シンポジウムの準備状況を段階的にお伝えしてきました。たくさんの方からのご協力により、開催まであとわずかとなりました！日頃から再犯防止に関わる多くの皆様に、あらためて感謝申し上げます。

本特集号では、これまでの取組を振り返りながら、シンポジウムの目的や見どころを分かりやすくご紹介します！本シンポジウムが、今後の再犯防止の取組や連携を考えるきっかけとなれば幸いです。

### 2 今年度の再犯防止シンポジウムは？

再犯防止の取組は、矯正・保護の分野だけでなく、住まい、就労、福祉、医療など、地域のさまざまな支えによって成り立っています。中でも、民間事業者や支援団体の皆様の存在は欠かせません。今年度のシンポジウムは、『**民間協力者による社会課題解決としての再犯防止の取組**』をテーマに、主として民間協力者の皆様を対象に、再犯防止に関する取組や課題を共有し、新たな協力の輪を広げることを目的として開催します。自治体の皆様におかれましては、本シンポジウムの趣旨や内容をご理解いただき、今後の施策検討や連携の参考としていただければと考えています。

立場や分野の異なる視点を持ち寄りながら、再犯防止を社会全体の課題として考える場にしたいと考えています。



### 3 開催概要

【開催日時】令和8年2月6日（金）13:30～16:30

（11:00～整理券配布）

【会場】せんだいメディアテーク 1階オーブンスクエア

【主催】東北矯正管区（事務局）、仙台高等検察庁

仙台法務局、東北地方更生保護委員会

【内容】第1部 特別講演・パネルトーク 第2部 交流会



## 4 見どころ

### 第1部

第1部では、ロバート キャンベル氏による特別講演を予定しています。本講演にあたっては、事前に矯正施設（宮城刑務所、東北少年院、青葉女子学園）を見学いただき、現場に直接触れていただきました。見学を踏まえ、再犯防止を社会課題として考えることについて、我々矯正職員とは少し異なる視点からお話をいただく予定です。

また、特別講演に続いて、キャンベル氏をモダレーターとし、民間協力者の皆様によるパネルトークを行います。

現場での取組や課題について意見を交わしながら、再犯防止に向けた実践的なヒントを共有する場となることを目指しています。



#### 【パネルトークゲスト】



株式会社  
LITALICO  
長谷川 隆 氏

「障がいのない社会をつくる」を理念に、就学・生活・就労をサポート。H30触法者に対する支援業務を開始し、青葉女子学園での指導に協力する。



一般社団法人  
SAVE IWATE  
寺井 良夫 氏

被災地域の復興支援を支援する団体として尽力。能登半島地震で廃棄対象となった漆器の再生活動において、盛岡少年刑務所と連携する。



認定NPO法人  
Switch  
今野 純太郎 氏

R6～宮城県刑務所出所者等就労・定着ネットワーク事業「リ・トライ！」にて、行政等と連携し、息の長い個別伴走支援に取り組んでいる。



#### 矯正の現場から…

宮城刑務所 山口 賢治 所長

東北少年院 馬場 尚文 院長

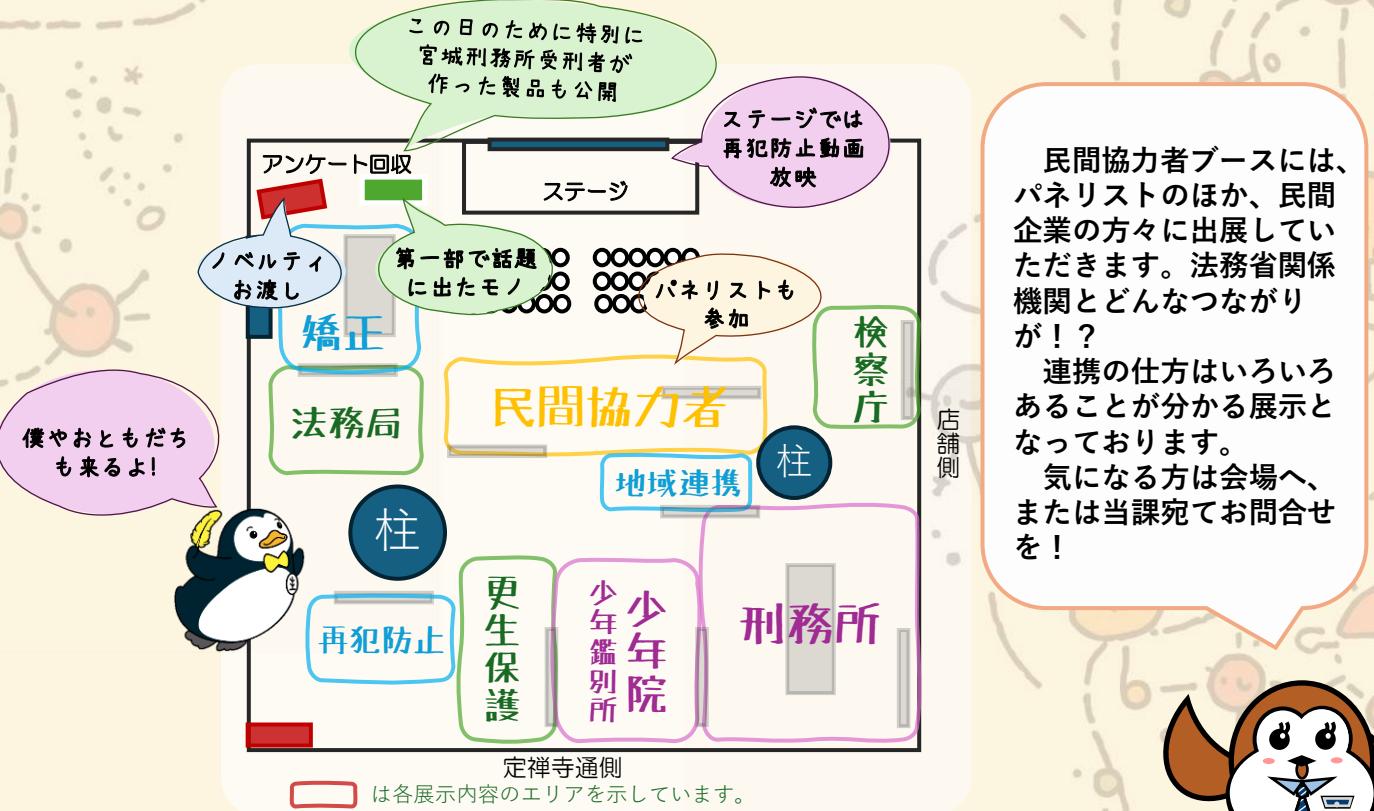


## 第2部

第2部は交流会形式での開催を予定しています。パネルトークのゲストをはじめ、検察庁、法務局、保護観察所や矯正施設などがパネル展示を行い、それぞれの取組や役割を紹介します。来場いただいた参加者の皆様には関心のあるブースを回っていただき、意見交換を通じて、今後の連携につながる関係づくりを行っていただくことを想定しています。

実際に顔を合わせて話すことで、再犯防止に向けた具体的な協力のイメージを共有できる場となることを目指しています。

### 第二部交流会 会場案内図



## 5 願い



本シンポジウムでは、参加される皆様一人ひとりが、再犯防止をより身近な課題として感じ、今後の取組に活かしていただくことを大切にしています。「日々の活動の参考となる話を持ち帰ってほしい」「交流会での意見交換を通じて、次につながる出会いや関係づくりの場にしたい」——そんな思いを込めて準備を進めてきました。



民間協力者ブースには、パネリストのほか、民間企業の方々に出演していただきます。法務省関係機関とどんなつながりが!?

連携の仕方はいろいろあることが分かる展示となっております。

気になる方は会場へ、または当課宛でお問合せを!

## 6 開催までの道のり

本シンポジウムに向けては、主催庁をはじめとする関係機関と継続的に意見交換を行いながら、企画内容の検討を進めてきました。

また、キャンベル氏や各パネリストとも打合せを重ね、テーマ設定や進行方法について認識の共有を図ってきました。

さらに、本番に向けては、これから社会を担う若者の視点を取り入れる観点から、総合司会を務める学生にも事前に施設見学の機会を設け、現場への理解を深めるとともに、本シンポジウムの趣旨や思いを共有することを検討しています。

これまでの検討や調整を通じて、再犯防止に取り組む上では分野や立場を越えた関わりが重要であることを、あらためて実感しています。本シンポジウムが、そうしたつながりを広げる一助となることを期待しています。



総合司会を務める  
専門学校デジタルアーツ仙台  
声優科1年 大下 実生 さん



## 7 ご案内

シンポジウムの最新情報については、ページ右下のQRコードからご確認ください。ご不明点がありましたら、当課までお気軽にご連絡いただければと思います。

また、本シンポジウムは会場の都合により座席数に限りがあります。当日のオンライン配信は予定しておりませんが、会場参加が難しい方や、後から内容を確認したい方に向けて、後日アーカイブ配信を予定しています。詳細は改めてご案内いたします。

## 8 おわりに

本シンポジウムは、再犯防止に向けた取組のゴールではなく、次の一步につなげるための場です。シンポジウムをきっかけに、今まで以上に、自治体の皆様や民間の皆様と連携しながら、地域に根ざした再犯防止の取組を進めていきたいと考えています。

次号では、シンポジウム当日の様子についてご報告する予定です！

シンポジウム最新  
情報はこちらから！

東北矯正管区 更生支援企画課

TEL:022-286-0130(直通)

FAX:022-294-1036

メール:2.sendaikyouseik.9gd@i.moj.go.jp

本番に向け、さらに  
更新していくよ！



東北矯正管区  
「地域との連携」ページ

東北版

# CORRE NEWSLETTER WORK

コレワーク（矯正就労支援情報センター）は、  
刑務所出所者や少年院在院者などの  
社会復帰を支援するため、  
就労に関する情報提供や  
企業とのマッチング支援を行う  
国の機関です。

新年明けましておめでとうございます。  
本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

新春の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

旧年中は、当部署の就労支援事業に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

当部署では、刑務所出所者等の社会復帰を支援するため、職業訓練や就労機会の提供に取り組んでおります。これらの活動は、再犯防止と安全・安心な社会の実現に直結する重要な使命であり、地域社会の御協力なくしては成し得ません。

本年も、より多くの方々が新しい一步を踏み出せるよう、企業や地域の皆様との連携を一層強化してまいります。

今後も採用や職場体験など、可能な範囲でのご支援を賜れれば幸いです。

末筆ながら、皆様のますますのご発展と皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。  
本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

コレワーク東北一同

今回は実際に事業者の皆様から  
いただいた質問について御紹介します。  
次のページをぜひチェックしてみてください！



コレワークマスクキャラクター  
コレまる

## コレワーク東北

(東北矯正管区 矯正就労支援情報センター室)

〒984-0825

宮城県仙台市若林区古城3丁目23番1号東北矯正管区1F

TEL 022-286-0132

0120-29-5089 (平日10:00~17:00)

FAX 022-294-1036

MAIL corrework-tohoku@i.moj.go.jp

HPはこちら↗



# 事業主

からいただいた

# コレワーク



受刑者等専用求人って  
どう取り扱うのかな？

# Q&A

～受刑者等専用求人票を出すまで～

事業主の  
皆様からいただいた  
Q&Aをまとめました！



Q

受刑者等専用求人とは何ですか。

A

一般的の求職者とは別に、矯正施設等に収容されている受刑者等を対象とした、一般には非公開の求人のことです。この制度は、ハローワークとコレワーク（法務省の相談機関）が連携し、求職者の特性や就労ニーズに合った求人情報を直接提供することで、受刑者等に確実な雇用機会を提供することを目的としています。

Q

受刑者等専用求人の紹介期限はありますか。

A

求人票の紹介期限は、ハローワークで求人を受理した日から原則として「翌々月末日」です。この期限を過ぎると求人は無効となり、求職者に紹介できなくなるため、「求人の更新」手続きが必要です。更新手続きは紹介期限最終月の概ね10日前後から可能です。コレワークでは紹介期限最終月に、事業主様に更新の意向及び求人条件の変更の有無の確認をすると同時に、最新の該当矯正施設の施設情報を提供しています。

Q

相談受付票はどのように利用されるのですか。

A

相談受付票は求人票と一緒に矯正施設等に共有され、就労イメージや職種イメージを持つために活用いただいています。会社概要や求人条件の変更など、事業主様からお話を伺った都度、更新しています。相談受付票はできるだけ詳細に丁寧に作成し、最新のものを矯正施設等に提供しています。

Q

下限年齢、上限年齢を指定することはできますか。

A

ハローワークで申請する求人票は年齢制限を設けることはできません（例外として年齢制限が認められる場合があります。）が、コレワークでは、事業主様が求人を希望する下限年齢及び上限年齢をお伺いし、「相談受付票」に記載の上、矯正施設等に共有することができます。また、「65歳まで応募可能だが、40歳以上の者が応募する場合は職歴もしくは業務に必要な資格所持していること」等の詳細な希望を「相談受付票」に記載することもできます。

担当

東北矯正管区矯正労支情報センター室  
コレワーク東北  
〒984-0225  
仙台市若林区古城3-23-1  
東北矯正管区1階

お問い合わせ

TEL 022-286-0132  
corework-tohoku@l.moj.go.jp

【平日 10:00～17:00】

法務省  
MINISTRY OF JUSTICE

裏面に続く→

**Q**

**帰住地とは何ですか。**

**A**

矯正施設等から出所(院)後に生活していく場所を示す言葉です。親族や知人の家、就労先の寮、更生保護施設などが帰住地となり、出所(院)後の安定した生活基盤となります。

**Q**

**コレワークが開催するイベントにはどのようなものがありますか。**

**A**

矯正施設等の施設見学や、受刑者等の雇用の実績がある事業主様の講話など、受刑者等の雇用をお考えの事業主様に対し、矯正施設等について理解を深めていただくことを目的として、企画・開催するものがあります。コレワークでは、御希望の事業主様に対し、上記イベントの御案内をしています。

また、事業主様の施設見学の御希望や企業説明会への参加の御依頼について、御希望の矯正施設等との連絡調整を行います。

**Q**

**受刑者等専用求人への応募から採用までの流れを教えてください。**

**A**

受刑者等が応募を希望した場合、その者が在所(院)する矯正施設等を管轄するハローワークから事業主様に対し、求職者(受刑者等)の紹介の連絡が入ります。事業主様には、面接の可否について御判断いただることとなります。

矯正施設等での面接は、事業主様と施設の間で直接調整していただきます。

**Q**

**受刑者等は誰でも受刑者等専用求人に応募することができますか。**

**A**

釈放見込みのおおむね6か月前から就労支援の希望を聴取しているおり(65歳以上の者、疾病や心身疾患等で稼働能力に欠ける者及び反社会的組織の離脱意思がない者は希望聴取の対象外としている)、就労支援を希望した者に対し、職業面談・職業紹介等の就労支援活動を行っています。

矯正施設等の就労支援担当者が面談等を通して、本人の就労希望を一緒に整理し、求人を選択・応募する流れとなります。

**Q**

**面接の方法を教えてください。**

**A**

受刑者等は矯正施設等から外出することが難しいため、応募を希望する者が在所(院)している矯正施設等で面接していただくこととなります。矯正施設等への移動に係る旅費は、法務省より旅費を支給(原則1名様)いたします。

また、東北に就職を希望する者が東北の矯正施設等に在所(院)するとは限らず、全国の矯正施設等に在所(院)する可能性があります。面接実施矯正施設等への訪問が難しい場合は、オンラインを利用して面接することも可能です。

**Q**

**内定者とは、出所(院)まで連絡を取ることはできませんか。**

**A**

就労イメージのかい離や不安感の解消、及び雇用主と信頼関係を構築するなど、内定後の就労に向けた準備が就労定着につながると考えます。矯正施設等では、在所(院)中に内定を得た者に対して、内定先事業主様又は内定先と同業種の事業主様等を施設にお招きし(Web会議サービスを含む)、個別面接等を実施しております(在所中就労内定先定着指導)ので、積極的に御活用ください。

また、実施された事業主様には法務省より謝金をお支払いいたします。

**Q**

**内定してからどのくらいで就業できますか。**

**A**

出所(院)の概ね3か月~6か月前から、個別に合わせた就労支援が開始され、順次採用面接等を実施した後に内定をいただくような流れとなります。

実際に稼働するのは出所(院)後となりますので、一概に期間は定まってはいませんが、内定から概ね半年以内には就業が可能になります。

**Q**

**受刑中はどんなことをして過ごしていますか。**

**A**

受刑者等は木工や印刷などの作業に取り組んだり、介護・ICT・自動車整備などの職業訓練を通じて資格取得を目指したりながら、社会復帰に向けた準備を進めています。薬物依存や若年層向けの教育支援などの個別の課題に対応した更生プログラムのほか、資格取得や職業訓練などの学びの機会も提供されており、受刑者等が自分の将来に向けてスキルを身につけることができる環境が整えられています。

**Q**

**協力雇用主について教えてください。**

**A**

犯罪や非行の経歴がある人の「社会復帰」を支援するため、その事情を理解し、積極的に雇用する民間事業主様のことです。協力雇用主の役割は、就労機会の提供(犯罪や非行の経歴があつても、能力や経験を評価し、働く機会を与える)及び社会復帰支援(仕事を通じて、社会の一員としての責任感や生活習慣を身につけることを支援)です。協力雇用主は、各都道府県にある保護観察所に登録する必要があります。協力雇用主に登録することで、奨励金の支給や公共事業などの入札優遇措置を受けることが可能になります。詳しく述べは保護観察所にお問い合わせください。

**Q**

**コレワークとハローワークの違いを教えてください。**

**A**

ハローワーク(公共職業安定所)は厚生労働省の管轄であり、国民の就労を支援する機関です。職業紹介・雇用保険・雇用対策(企業指導・支援)の3つの役割があり、受刑者等の雇用を希望する事業主様に対し、所定の手続きを行い、求人を登録します。一方で、コレワーク(矯正就労支援情報センター)は法務省の管轄であり、受刑者等の就労を支援する機関です。雇用提供情報サービス、採用手続支援サービス、就労支援相談窓口サービスの3つのサービスを提供しており、受刑者等専用求人について必要な情報の提供を始め、雇用までの一連流れについてサポートしています。

その他ご質問がございましたら以下宛てにご連絡ください。



東北矯正管区矯正就労支援情報センター室

コレワーク東北

〒984-0225

仙台市若林区古城3-23-1

東北矯正管区1階

**担当**

お問い合わせ



TEL 022-286-0132  
corework-tohoku@moj.go.jp

【平日 10:00~17:00】

**MJ** 法務省  
MINISTRY OF JUSTICE